

要介護認定調査業務受託事業者募集について

1 募集対象

介護支援専門員が属する居宅介護支援事業所・介護保険施設・地域密着型施設

2 職務内容

- ① 依頼された調査対象者への訪問調査の実施
- ② 認定調査票（マークシート、特記事項）の作成、提出

3 契約内容

単年度契約。委託契約申込を受理した後、契約書を送付します。

4 委託料

在宅 1件 4,400 円（税込）

施設 1件 2,750 円（税込）

※「施設」調査とは、介護保険施設または地域密着型介護老人福祉施設入所者の調査を当該施設の職員が実施する場合を指します。

※交通費の別途支給はありません。

5 研修

茨城県主催の認定調査員研修（新任研修・現任研修）を受講いただきます。

新任研修について、2009 年以降の新任研修を受講済みの方は、再度の受講は不要です。なお、2009 年以降の新任研修を未受講の方は認定調査に従事できませんのでご注意ください。

研修日程は未定ですが、県から通知があり次第、市内の契約事業所へお知らせいたします。

また、インターネットサイト「厚生労働省 要介護認定適正化事業」に認定調査員向けの学習システム（e ラーニング）がありますので、認定調査に必要な知識の習得にお役立ていただくことができます。契約締結後、e ラーニング登録申込についてご案内いたします。

6 調査について

担当ケアマネジャーによる調査も可能です。

ただし、

- ① 施設入所者の調査を同施設の職員が実施することは不可とします。
- 関連する居宅介護支援事業所の職員による調査や、ショートステイ利用者の調

査を同施設の職員が実施することは差し支えありません。

- ② 認定調査の公平性・中立性維持の観点から、担当利用者以外の方の調査について、積極的な受託をお願いします（担当利用者以外3割以上を目安）。